

平成27年度 みんつく冠基金事業 助成団体募集要項

助成団体募集期間	平成 27 年 12 月 15 日(火)～平成 28 年 2 月 12 日(金)
審査期間	平成 28 年 2 月 13 日(土)～平成 28 年 3 月 10 日(木)
助成式	平成 28 年 3 月 29 日(火)
事業実施期間	平成 28 年 4 月 1 日(金)～平成 29 年 3 月 31 日(金)

お問合せ・申請先

TEL 070-5056-3029 (直通) TEL 086-206-2195(代表)

E-MAIL info@mintuku.jp URL www.mintuku.jp

〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13-1 きらめきプラザ2階

受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日 10:00～17:00

(月曜日はゆうあいセンターが休館のため、電話対応のみとなります)



公益財団法人
みんなでつくる財団おかやま
OKAYAMA Share Foundation

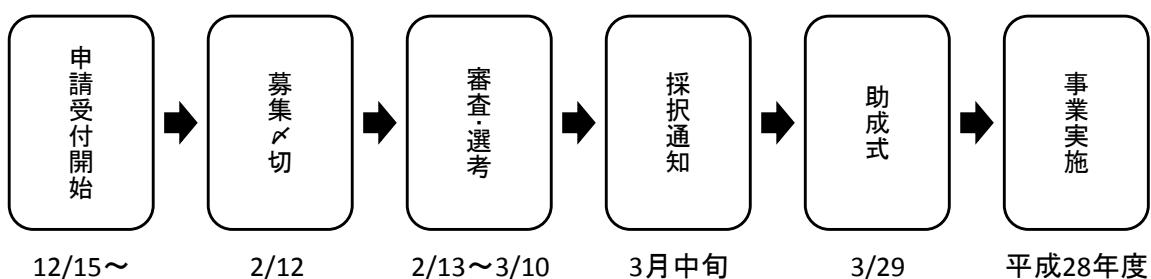
1. はじめに

公益財団法人みんなでつくる財団おかやま、通称「みんつく」は、530名以上の方からの寄付4,133千円をもとに設立した「みんなの何とかしたいをカタチにする」公益財団法人です。「つなぐ、つたえる、シェアをする」をキーワードにヒト・モノ・カネ・情報の資源循環を通じて、社会課題の解決を進め「安心で持続可能な地域社会の実現」を目指しています。

このたび、個人や団体の希望(寄付)により設置する、「みんなの貯金箱をもとう!」みんつく冠基金事業にて設置されている基金について、平成27年度の助成団体を募集することとなりました。助成をご希望の方は、本募集要項を参照のうえ、申請をお願い致します。

2. スケジュール

申請から助成金支給までのスケジュールは下記の通りです。



3. 対象となる団体

下記①②③全てに該当する団体が対象となります。

- ① 岡山県内に事務所を置くNPO法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体などであること。(法人格の有無は不問)
- ② 以下のいずれにも該当しない団体であること
 - * 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - * 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - * 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)、その他法令、公序良俗等に違反する団体
- ③ 下記1、2のいずれかで団体・事業の概要、及び、財務状況が確認できる団体であること
※原則として1にて行い、困難な場合のみ、2の対応をお願いします

<情報開示方法:1> インターネット上での情報開示

CANPANへ情報開示レベル★3つ以上で団体登録ができていて、かつ、おかやまシェア・ウェブへの登録ができていること

- ※ CANPAN とは日本財団および特定非営利活動法人 CANPAN センターが運営する公益コミュニティサイトです(URL : <https://canpan.info>) おかやまシェア・ウェブとはおかやまの社会課題とその解決に取り組むNPOが分かるWEBサイトです(URL : <http://okayama-share.jp>)
- ※ 情報登録の方法など不明な場合は、事務局までお問い合わせください。

<情報開示方法:2> 書類での情報開示

「登記事項全部証明書(法人のみ)」「定款」「決算書」「報告書やパンフレット等の活動内容が分かる書類」の提出(コピー可)により、団体・事業の概要、及び、財務状況が確認できる団体であること。設立 1 年未満で 1 期目の決算を終えていない法人、及び、任意団体で上記書類が準備できない場合は、団体概要開示書を記入の上ご提出ください。

4. 対象となる事業

以下のいずれにも該当せず、本要項にて募集している基金(テーマ)の設置者の思いを反映した社会課題の解決のための事業(地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献する)を対象とします。原則として、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに完了する事業とします。なお、1 団体あたりの申請事業数に制限はありません。

【対象とならない事業】

- * 営利を主たる目的とする活動
- * 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- * 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- * 暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

5. 助成割合と助成金の使途

助成割合に限度は設けませんが、自己資金をできるだけご用意ください。
申請いただいた事業の執行に関わるものであれば助成金の使途に制限はありません。施設、備品整備事業も対象となります。事前に内容をご相談ください。

6. 申請方法

所定の「助成事業申請書」に必要事項を記入のうえ、配達状況がわかる「特定記録郵便」で当財団事務局に郵送するか、当財団事務所まで持参してください。必要に応じて、団体の概要資料(リーフレット、チラシ、写真等)を添付いただくことも可能です。また、提出にあわせて、申請書データを下記アドレスまでお送り下さい。

締切日 平成 28 年 2 月 12 日(金)必着

メールアドレス info@mintuku.jp

「申請書」のデータは当財団のウェブサイトよりダウンロードできます。

「冠基金事業助成団体申請書希望」を以下のメールアドレスまでご連絡いただければ、お送りすることも可能です。

7. 選考について

- (1) 当財団が設置する「選考委員会」で選考を行い、結果を文書で通知します。
- (2) 選考では「申請書類」、「おかやまシェア・ウェブで開示されている情報」「インターネットなどで公開されている情報」などを確認したうえで、選考基準をもとに、選考委員の合議により、採択の可否と助成限度額を決定します。
- (3) 採択件数に定めはなく、選考基準をもとに、各テーマ1団体以上選考します。ただし、選考基準を満たしていない場合などは「該当団体なし」とさせていただきます。
- (4) 助成金は、採択結果の通知後振込先確認等の手続きを経て、平成28年3月29日の助成式後支給する予定(平成27年度内)です。

【選考基準】

選考基準	選考基準内容	参照資料 情報
事業指定助成プログラムの趣旨と条件への適合	岡山県内で活動するNPO法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体であること。	申請書 基本項目
	団体の所在地および連絡先が明確であること。	申請書 基本項目
	情報開示レベルを満たしていること。	申請書 基本項目

[2]実施する事業内容の審査

選考基準	選考基準内容	参照資料 情報
2-1. 解決が求められている社会課題かどうか	地域の中で解決が求められる課題かどうか	申請書 項目 1
	社会課題解決の原因の深堀りが行えているか	申請書 項目 1
	目指すべき社会の状態が明確であるか	申請書 項目 2
2-2 申請事業が具体的で実施可能な内容であるか	取り組む社会課題について熟知していない第三者が理解できるレベルの具体的な実施内容であるか	申請書 項目 3
	実施スケジュールが明確であり、現実的な内容であるか	申請書 項目 3
	実施内容が基金設置者の意向を反映したものであるか	申請書 項目 2, 3
	事業実施に必要な体制が整っているか（人員、機材、能力等）	開示された団体の情報
	事業活動による効果（活動後にどのような状態になるか）が明確であるか	申請書 項目 4
	事業実施に必要な予算が明確であり、公開できる内容であるか	申請書 項目 6
2-3. 事業の発展性があるかどうか	目指すべき社会を実現するために事業発展することができるか	申請書 項目 5

8. 事業の実施報告団体に実施いただくこと（必須）

- (1) 助成式への参加
- (2) 当財団主催の報告会等への参加もしくは情報提供
- (3) 事業実施報告書の提出

事業実施終了後1ヶ月以内に実施報告書を当財団までご提出ください。

助成する基金の種類・分野・助成金額

みんなでつくる財団おかやまでは、寄付者のご意向、目的に沿った基金を設置しています。このうち今回助成団体を募集する基金は次の通りです。(3基金)

<テーマ:まち・むら>

【奈義町の明日(助け合い)基金】

- 助成分野 岡山県奈義町の助け合いに関わる活動
(助成対象は、奈義町を含んだ活動であれば、奈義町内の団体に限らない)
- 助成総額 100,000 円(1 件あたり 10 万円まで)
- 設置者 奈義を繋ぐ会
- 設置者の意向 平成 26 年度町制施行60周年を迎えた岡山県勝田郡奈義町で、これから約60年に向け地域の発展のために展開されている活動に対し助成することを希望します。特に、平成 27 年度からの介護保険制度を契機として始まる地域が主体となり、そこに住む人が安心して暮らせる地域づくりを目指す地域の助け合いの仕組みを応援したいです。

【奈義町の明日(地域活性化)基金】

- 助成分野 岡山県奈義町の地域活性化を目指す活動
(助成対象は、奈義町を含んだ活動であれば、奈義町内の団体に限らない)
- 助成総額 100,000 円(1 件あたり 10 万円まで)
- 設置者 奈義を繋ぐ会
- 設置者の意向 平成 26 年度町制施行60周年を迎えた岡山県勝田郡奈義町で、からの約60年に向け地域の発展のために展開されている活動に対し助成することを希望します。
特に、奈義町の地域資源を活用し、地域の活性化のために取り組む活動を応援したいです。

<社会変革基金事業>

【地域助け合い基金】

- 助成分野 介護予防・日常生活支援の助け合い事業の担い手育成
- 助成総額 120,000 円(1 件あたり 12 万円まで)
- 設置者 公益財団法人みんなでつくる財団おかやま
- 設置の経緯 平成 27 年度の介護保険制度の改正に伴い、「要支援」の方に関する「訪問介護」と「通所介護」については、平成 29 年度までに地域の事業者に対する委託や地域での取り組みに対する補助による相互扶助的な生活支援サービスや高齢者向けのサロンなどへ移行することになりました。つまり、3 年間のうちに地域で要支援となられている高齢者の方々を支える助け合いや居場所づくりの取り組みが必要となっています。

参考:みんつく冠基金事業 助成事業申請書を書く際のポイント

申請書の構成を図式化すると下図のようになります。

申請書を書く際は、下図の番号順に考えていくと、内容の整理がしやすくなります。

何の事業をするかの前に、どのような課題に取り組み、それをどのような状態にしたいのかを考え、その為にはどのような事業の実施が必要なのか、と順番に考えていくことが重要になります。

これにより、取り組んでいる課題のことをしらない方々に対して、内容を分かり易く伝えることができ、その結果、寄付やその他の支援に繋がっていきます。

